

令和4年度埼玉県障害福祉サービス施設・事業所等における
処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行われることを目的とし、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）の実施について（令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省援護局保健福祉部長通知）」の別紙「令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に定められた事業とし、次のとおりとする。

事業名	補助対象事業
障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業	障害福祉サービス施設・事業所等が、当該事業所職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、職員収入の3%程度（月額9,000円）を引き上げるための賃金改善措置を実施した場合に必要な経費に対し支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別紙別表1に掲げる、県内に所在する施設・事業所等を運営する法人とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(賃金改善の対象)

第4条 本事業が対象とする賃金改善は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する施設・事業所に勤務する福祉・介護職員に対し行われるものとする。また、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

- 2 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う障害福祉サービス事業の職員については、本事業の対象外とする。
- 3 本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者(※1)、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する職員

※1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)(以下「障害児通所支援の人員基準」という。)に規定する、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

※2 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従事者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

※3 上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」
（賃金向上達成指導員配置加算）
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」
（目標工賃達成指導員配置加算）
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」
（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

（賃金改善の要件）

第5条 本事業の申請者である施設・事業所等は、交付額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。またその賃金改善については次の要件すべてを満たすものでなくてはならない。

- 1) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持しなければならない。
- 2) 原則として、障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
- 3) 安定的な処遇改善を目途であることから、原則として基本給による賃金改善とし、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。

（対象経費及び補助額等）

第6条 補助の対象経費および補助額は、次のとおりとする。

1) 補助の対象とする経費

令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う施設・事業所に対して当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする。

2) 補助金額

補助金額は以下の算定式によって算出する額とする。

（算定式） 補助額 = $a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

- a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。）
- b サービス別交付率（別紙別表1）

（補助金の交付申請及び手続等）

第7条 補助金交付申請書の様式及び記載事項は、様式第1号「令和4年度障害福祉サービス施設・事業所等における処遇改善事業補助金交付申請書」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。ただし、（3）は該当する者及び埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から振り込みを行う場合は、（4）並びに（5）の添付は不要とする。

- （1）（国実施要綱別紙様式2-1）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書
- （2）（国実施要綱別紙様式2-2）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書
（施設・事業所別個表）

（3）（国実施要綱別紙様式4）福祉・介護職員処遇改善特例交付金に係る特別な事情に係る届出書

（4）（様式第2号）口座振替依頼書

（5）補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

4 第1項の申請書提出の手続等については、次のとおりとする。

（1）補助金を受けようとする施設・サービス事業所等の事業者は、埼玉県知事に対してその旨の申請を行う。

（2）複数の障害福祉サービス事業所等を有する事業者については、埼玉県に所在する障害福祉サービス事業所等について、一括して申請することができる。

5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。
（交付決定通知等）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第4号により通知する。

(変更交付申請)

第9条 申請者は、第7条による申請書に変更を生じたときは、様式第5号により変更交付申請をしなければならない。

2 前項による添付書類は第7条第3項のとおりとする。

(変更交付決定)

第10条 変更交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第11条 埼玉県は、交付決定を受けた施設・サービス事業所等が令和4年2月から9月サービス提供分の障害福祉サービス等報酬について国保連に請求をしたことにより本補助金の請求があったものとみなす。なお、交付額は、国保連が月ごとの障害福祉サービス等報酬の確定額に基づき算出した額のとおりとし、口座振替により補助金を交付する。

2 前項の補助金は概算払とする。

3 補助金は、原則として障害福祉サービス提供月の翌々月末日までに交付するものとする。ただし、令和4年2月及び3月の障害福祉サービス提供分については、6月末日以降に交付するものとする。

4 知事は、原則として埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて補助金を交付し、これによらない場合は、県から交付するものとする。

(状況報告及び是正措置等)

第12条 知事は、補助金の交付に関して必要な場合、申請者若しくは補助金の交付決定を受けた者に対して、施設・事業所等の検査又は事業活動についての報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合、必要な是正措置を求めることができる。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告の様式及び記載事項は、様式第7号、国実施要綱様式3-1「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書」及び同様式3-2「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為があったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとするとき。

(3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(4) 本事業に関して県の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第14条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しについて準用する。

(交付の条件)

第17条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。